

国立感染症研究所動物実験委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、国立感染症研究所(以下「感染研」という。)において職員、客員研究員、協力研究員、流動研究員、派遣職員及び研究生、実習生(以下「職員等」という)が行う、哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物を用いた実験(以下「動物実験」という。)が「動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号、平成26年5月改正)」（以下「法」という)、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準(平成18年環境省告示第88号)」（以下「飼養保管基準」という)、及び「厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針(平成18年6月)」（以下「基本指針」という)、環境省告示の「動物の殺処分方法に関する指針(平成7年総理府告示第40号、平成19年11月環境省告示第105号)」（以下「殺処分指針」という)、国立感染症研究所動物実験実施規程及び国立感染症研究所実験動物管理運営規程(本規程を含めて以下「規程等」という)の主旨に則り、適正に実施されるために必要な事項の審議及び調査を行い、所長に報告又は助言することを目的とする。

(動物実験委員会の設置)

第2条 所長は動物実験等の適正な実施に関して報告又は助言を行う組織として、国立感染症研究所動物実験委員会(以下「動物実験委員会」という)を置く。

(動物実験委員会の組織)

第3条 動物実験委員会は、次の第1号、第2号及び第5号に掲げる者で所長より指名された委員及び次の第3号並びに第4号に掲げる職にある者をもって組織する。

- (1) 動物実験等に関して優れた識見を有する職員
- (2) 実験動物に関して優れた識見を有する職員
- (3) 副所長
- (4) 調整課長
- (5) その他動物実験委員会委員長が必要と認めた職員

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 委員に欠員が生じ、後任者を補充する場合その委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(動物実験委員会の責務)

第4条 動物実験委員会は、次の事項を審議又は調査し、所長に報告又は助言する。

- (1) 動物実験計画が法、飼養保管基準、基本指針、殺処分指針等及び規程等に適合していること
- (2) 動物実験計画の実施状況及び結果に関すること
- (3) 動物実験施設等及び実験動物の飼養保管状況に関すること
- (4) 動物実験及び実験動物の適正な取扱い並びに関連法令等に関する教育訓練の内容又は体制に関すること
- (5) その他、動物実験等の適正な実施のための必要事項に関すること

2 動物実験委員会は、職員等を対象として、下記の項目に関する講習会を毎年1回以上開催しなければならない。

- ① 関連法令、基本指針、殺処分指針及び感染研の定める規程等に関する事項
- ② 動物実験等の方法に関する事項
- ③ 安全確保に関する事項
- ④ 動物由来(人獣共通)感染症に関する事項
- ⑤ その他、適切な動物実験等の実施に関する事項

3 動物実験委員会は、法及び基本指針等並びに規程等への適合性に関する自己点検・評価を行い、その結果を所長に報告しなければならない。このために職員等に、自己点検・評価のための資料を提出させることができる。また、必要に応じて、承認された動物実験の実施状況を調査することができる。

(動物実験委員会の運営)

第5条 動物実験委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長に事故が生じたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 動物実験委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

2 動物実験委員会は、過半数の出席をもって成立する。議事は、出席委員の過半数をもって決する。ただし、可否同数の場合は、委員長の決するところとする。第4条第1号に規定する審査にあっては、電子メール会議に替えることができる。

3 動物実験委員会は、第4条第1号に規定する審査に当たり実験責任者の出席を求め、実験計画の内容の説明を受けることができる。

4 第4条第1号に規定する審査は、次の各号に掲げる表示により判定し、所長に報告する。

- (1) 承認
- (2) 条件付き承認

(3) 不承認

5 審査の結果、問題を含むと判断された場合は、助言事項を実験責任者に伝え、実験計画書の修正案を再提出させることとする。ただし、実験責任者から異議申立てを受けた場合は、委員長は動物実験委員会に諮り、対策を審議しなければならない。

6 委員会で審議された内容は下記の項目を含む議事録として記録し、保存しなければならない。

① 委員会の開催日時及び場所

② 委員会に参加した委員の氏名

③ 委員会での審議内容(委員会からの質問内容、及びそれに対する実験責任者からの回答等)及び審議の結果

(事務局及び庶務)

第7条 動物実験委員会の事務局は安全管理研究センター第二室に置き、庶務は総務部調整課研究支援係において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、動物実験委員会の運営その他に関し必要な事項は、委員長が動物実験委員会に諮り定める。

2 動物実験委員会は本規程の改廃について審議し、所長に対して意見を述べることができる。

(付則)

(1) 実験計画書等の様式は、動物実験委員会が別に定める。

(2) この規程は、平成9年4月2日から施行する。

(3) この規程は、平成15年1月9日に一部改正し、同年4月1日から施行する。(平成15年1月9日部長会議承認)

(4) 委員長は、必要に応じ安全管理研究センター第二室職員をオブザーバーとして、委員会に出席させることができる。(平成15年2月13日動物実験委員会承認)

(5) この規程は、平成18年11月2日に一部改正し、平成19年1月1日から施行する。(平成18年11月2日部長会議承認)

(6) この規程は、平成24年3月1日に一部改正し、同日から施行する。(平成24年3月1日部長会議承認)

(7) この規程は、平成25年1月10日に一部改正し、同日から施行する。(平成25年1月10日部長会議承認)

- (8) この規程は、平成27年1月8日に一部改正し、同日から施行する。
- (9) この規程は、平成28年1月7日に一部改正し、同日から施行する。(平成28年1月7日部長会議承認)
- (10) この規程は、令和3年3月9日に一部改正し、同日から施行する。
- (11) この規程は、令和4年12月1日に一部改正し、同日から施行する。
- (12) この規程は、令和6年3月21日に一部改正し、令和6年4月1日から施行する。(令和6年3月21日部長会議承認)